

諸報告資料

(平成28年門真市教育委員会第9回定例会)

門真市教育委員会

平成28年度補正予算（補助執行分）

歳入

（款）国庫支出金 （項）国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
衛生費国庫負担金	千円 3,361	千円 898	千円 4,259	未熟児養育医療給付負担金	千円 898	未熟児養育医療給付負担金追加分 (未熟児養育医療給付事業)	千円 898

（款）府支出金 （項）府負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
衛生費府負担金	千円 1,680	千円 449	千円 2,129	未熟児養育医療給付負担金	千円 449	未熟児養育医療給付負担金追加分 (未熟児養育医療給付事業)	千円 449

歳出

(款) 民生費 (項) 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
児童措置費	千円 5,864,335	千円 629	千円 5,864,964	償還金利子及び割引料	千円 629	千円 ○施策評価対象外事業 児童扶養手当支給事業 629 償還金利子及び割引料 平成27年度児童扶養手当国庫負担金返還金 629
児童通園施設費	661,141	60	661,201	旅費	60	○障がい者(児)福祉推進体制の充実 こども発達支援センター運営事業 60 旅費 費用弁償追加分 60

(款) 衛生費 (項) 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
保健衛生総務費	千円 365,915	千円 2,294	千円 368,209	扶助費	千円 1,796	○子どもや母親の健康づくりの支援
				償還金利子及び割引料	498	未熟児養育医療給付事業 2,294 扶助費
						未熟児養育医療公費負担追加分 1,796 償還金利子及び割引料 平成27年度未熟児養育医療給付国庫負担金返還金 498

門真市教育・保育施設等の利用者負担の額等を定める規則の一部を改正する
規則

門真市教育・保育施設等の利用者負担の額等を定める規則（平成26年門真市規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
略		略	
備考		備考	
1 略		1 略	
2 第3階層から第8階層までの世帯であって、同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄弟がいる児童又は同一世帯から2人以上の児童が認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部（学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項に規定する幼稚部をいう。）、 <u>児童心理治療施設通所部</u> （児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の2に規定する <u>児童心理治療施設</u> の通所部をいう。）、児童発達支援（同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）及び医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）（別表第2の備考2において「対象施設」という。）を利用している場合における当該施設等を利用している児童の利用者負担額は、次の表の中欄に掲げる児童の区分に応じ、同表の右欄に定める額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を、当該児童に適用される利用者負担額とする。		2 第3階層から第8階層までの世帯であって、同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄弟がいる児童又は同一世帯から2人以上の児童が認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業、特別支援学校幼稚部（学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項に規定する幼稚部をいう。）、 <u>情緒障害児短期治療施設通所部</u> （児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する <u>情緒障害児短期治療施設</u> の通所部をいう。）、児童発達支援（同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）及び医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）（別表第2の備考2において「対象施設」という。）を利用している場合における当該施設等を利用している児童の利用者負担額は、次の表の中欄に掲げる児童の区分に応じ、同表の右欄に定める額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を、当該児童に適用される利用者負担額とする。	
1	同一世帯の <u>小学校1年生から3年生までの兄弟がいない児童のうち、最も年齢の高い児童</u> （当	1	同一世帯の 児童のうち、 最も年齢の高い児童（当
	} 略		} 略

改正後		改正前	
	該児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。以下同じ。)が施設等を利用している場合		該児童が2人以上の場合は、そのうちの1人とする。以下この表及び別表第2の備考2の表において同じ。)が施設等を利用している場合
2	同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄弟が1人いる児童のうち、最も年齢の高い児童が施設等を利用している場合	2	同一世帯に小学校1年生から3年生までの兄弟が___いる児童のうち、最も年齢の高い児童が施設等を利用している場合
略		略	
略		略	

3 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)が2人以上いる場合の支給認定保護者(法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。)の所得割の額が77,101円未満である場合における当該支給認定保護者の児童の利用者負担額は、次の表の中欄に掲げる児童の区分に応じ、同表の右欄に定める額(この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を、当該児童に適用される利用者負担額とする。この場合において、別表第1に定める児童の属する世帯の階層区分は、児童の支給認定保護者の階層区分とみなす。

1	小学生以上の特定被監護者等の兄弟がいない児童のうち、最も年齢の高い児童が施設等を利用している場合	別表第1に定める額
2	小学生以上の特定被監護者等の兄弟が1人いる場合	別表第1に定める額

改正後		改正前	
1	る児童のうち、最も年齢の高い児童が施設等を利用している場合		
2	額に2分の1を乗じて得た額		
3	1の項に定める児童のほか、最も年齢の高い児童が施設等を利用している場合		
4	1の項から3の項までに定める児童以外の子童が施設等を利用している場合		0円

4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等（政令第14条の2第1項に規定する「特定教育・保育等」をいう。以下同じ。）のあった月において要保護者等（政令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）に該当する場合における前項の適用については、同項の表の1の項中「別表第1に定める額」とあるのは「別表第1に定める額に2分の1を乗じて得た額」とし、同表の2の項及び3の項中「別表第1に定める額に2分の1を乗じて得た額」とあるのは「0円」とする。

別表第2（第3条関係）

略

備考

- 1～2 略
- 3 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いる場合の支給認定保護者の所得割の額が57,700円未満である場合における当該支給認定保護者の児童の利用者負担額は、次の表の中欄に掲げる児童の区分に応じ、同表の右欄に定める額（この額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を、当該児童に適用される利用者負担額

別表第2（第3条関係）

略

備考

- 1～2 略

改正後		改正前	
<p>とする。この場合において、別表第2に定める児童の属する世帯の階層区分は、児童の支給認定保護者の階層区分とみなす。</p>			
1	小学生以上の特定被監別表第2 護者等の兄姉がいないに定める 児童のうち、最も年齢の額 高い児童が施設等を利用 している場合		
2	小学生以上の特定被監別表第2 護者等の兄姉が1人に定める 児童のうち、最も年齢額に2分 の1を乗じて得た額 利用している場合		
3	1の項に定める児童の額 ほか、最も年齢の高い児 童が施設等を利用して いる場合		
4	1の項から3の項まで に定める児童以外の児 童が施設等を利用して いる場合	0円	
<p>4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等に該当する場合における前項の適用については、同項中「57,700円」とあるのは「77,101円」とし、同項の表の1の項中「別表第2に定める額」とあるのは「別表第2に定める額に2分の1を乗じて得た額」とし、同表の2の項及び3の項中「別表第2に定める額に2分の1を乗じて得た額」とあるのは「0円」とする。</p>			

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成28年9月1日から施行する。ただし、別表第1備考2の表以外の部分の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- この規則による改正後の門真市教育・保育施設等の利用者負担の額等を定める規則別

表第1及び別表第2の規定は、平成28年度分の利用者負担から適用する。